

## 平成30年度第62回茨城県稲作共進会開催要綱

### 1 趣 旨

この共進会は、米穀需給の動向に対応し、産米の安定生産や品質向上及び生産コストの低減、安心安全への配慮等を実践している稲作農家・優良な稲作経営体の育成と県産米の品質改善等に寄与することを目的とする。

なお、この共進会は全国農林水産祭参加行事として開催する。

### 2 主催ならびに後援

主催 公益社団法人 茨城県農林振興公社

後援 茨城県・関東農政局

### 3 申込資格

#### (1) 農家（個人）

- ・ 稲作を概ね1ha以上を耕作する農家。（採種ほは除く）
- ・ 奨励品種（準奨励品種・認定品種を含む）の作付比率が90%以上の農家。
- ・ 生産技術の改善等によって安全安心に配慮しつつ生産性が優れている農家。

#### (2) 集団

- ・ 3戸以上で稲作を概ね5ha以上を耕作する稲作生産集団。（生産部会・研究会は除く）
- ・ 奨励品種（準奨励品種・認定品種を含む）の作付比率が90%以上の集団。
- ・ 生産技術の改善等によって安全安心に配慮しつつ生産性が優れている集団。

(3) 産米改良に意欲的に取り組み審査規程に基づく資料の提出に応じかつ、現地調査等にも積極的に協力し得る農家及び集団。

(4) 水稻の生産数量目標達成者であること。

### 4 参加申込及び推せん・審査

(1) 共進会に参加しようとする農家は、審査書類の該当項目を記入し、申込書を地域審査会に提出する。

(2) 地域連絡協議会は、地域毎推せん点数に基づく農家及び集団について、地域審査会で審査し、共進会に推せんする。（別紙申込書及び調査票による）

県北5点、県央10点、鹿行5点、県南10点、県西10点 計40点

(3) 審査は、別に定める県審査規程により、県審査会において審査する。

(4) 参考として立毛の写真を入れる。

## 5 表彰

優秀な農家及び集団について最優秀賞、優秀賞、優良賞及び特別賞を授与する。  
特に、成績優秀なるものに対しては、農林水産大臣賞に推せんする。  
但し、最優秀賞を授与後3年間は、重ねて最優秀賞は授与しない。

## 6 日程

- (1) 募集開始 平成30年10月1日(月)
- (2) 参加申込み(農家→地域審査会) 平成30年10月9日(火)  
(地域審査会→共進会長) 平成30年10月31日(水)
- (3) 表彰 平成31年2月15日(金) 予定

## 審 査 規 程

- 1 茨城県稲作共進会の審査はこの規程により行う。
- 2 本共進会の審査を行うため審査会をおく。審査会は審査長、審査員をもって構成し、共進会長が委嘱する。
- 3 審査は、地域審査会（茨城県農林振興公社穀物改良事業地域連絡協議会長）から推せんされた地域代表に対し、書類審査及び現地審査を行う。  
但し、審査細則については別に定める。
- 4 審査会は、審査提出書類並びに現地審査において虚偽の申告あるいは不正等がなされた場合は審査を中止し、失格とすることができる。
- 5 審査会の決定に対しては一切の異議申立てを認めない。

## 審 査 細 則

### 書類審査による審査対象項目と配点（230点）

(1) 平成30年産水稻作付面積（借地面積含む）	20
(2) 平成30年産水稻作付面積に対する奨励品種の作付比率	10
(3) 省力化・低コスト技術への取組み	20
(4) 作業受託面積	10
(5) 平成30年産米受検数量に対する1等の占める比率	30
(6) 10a当たり収量	20
(7) 安全・安心への取組み	30
(8) 高品質米生産への取組み	30
(9) 品質評価	50
(10) 産米改良に対する対応状況	10
計	230

- ・ 米を複数品種栽培している場合、「田植え期間」及び「品質評価」は、作付面積が最も大きい品種について審査する。
- ・ 「品質評価」の分析のため、玄米0.5kgを提出する。